

確 認 事 項

効率化・合理化課題に係る「年金相談関係3課題」の実施にあたって、下記の事項について確認する。

記

1. 様々な社会保険行政のサービス提供や被保険者への利便性向上を目的とし、人員削減や労働強化、労務管理強化につながるものではないこと。
2. 年金相談業務については、基本的には社会保険事務所で行う業務であること。将来的には各社会保険事務所において、年金相談と一元的に見込額照会の受付・回答事務が行えるよう、人員の確保や庁舎整備等の予算措置など、社会保険事務所における相談体制の整備を確実に図ること。
3. 実施に伴い職場組織機構の改編や社会保険事務局、社会保険事務所、社会保険業務センターの事務の所掌及び管轄の変更は行わないこと。
4. データ・プライバシー保護、セキュリティ対策を万全に行うこと。
5. 年金見込額の試算対象年齢の50歳への引き下げについては、改めて国費評議会と事前協議を行うこと。
6. 実施にあたっては、各県の実情に応じた対応と十分な協議を保障すること。
また、実施後に生ずる問題については、その都度自治労国費評議会と事前協議するとともに、現場の意見を尊重し対応すること。

2003年12月9日

社会保険庁総務部
職員課長

自治労国費評議会
事務局長

確 認 事 項

「被保険者原票等閲覧システムの導入」の実施にあたって、下記の事項について確認する。

記

1. 様々な社会保険行政のサービス提供や事業主等への利便性向上を目的とし、中央への権限集中、人員削減や労働強化・労務管理強化につながるものではないこと。
2. 実施に伴い職場組織機構の改編や社会保険事務局、社会保険事務所、社会保険業務センターの事務の所掌・管轄の変更及び謝金職員の削減等は行わないこと。
3. 誰もが操作でき、機械操作になじめない者への差別や疎外が生じないよう、現場段階での事前研修の実施や手作業部分の確保等、十分配慮を行うこと。
4. データ・プライバシー保護、セキュリティ対策を万全に行うこと。
5. 資格記録照会及び年金相談業務については、社会保険事務所で一元的に受付・回答事が行えるよう、人員の確保や庁舎整備等の予算措置など、体制の整備を図ること。また、資格記録の補正入力処理については、現行どおり管轄の各事務所で行うこと。
6. 実施にあたっては、各県の実情に応じた対応と十分な協議を保障すること。また、実施後に生ずる問題については、その都度自治労国費評議会と事前協議するとともに、現場の意見を尊重し対応すること。

2003年12月9日

社会保険庁総務部
職員課長

自治労国費評議会
事務局長

確認事項

「被保険者記録 58 歳通知及び年金見込額の提供」の実施にあたり次のとおり確認する。

記

1. 社会保険事務所は、将来にわたり社会保険事業の第一線の窓口機関として位置付け、社会保険行政サービスを担う地域拠点として、その充実をはかること
2. 年金行政の窓口は、地域・住民に身近な社会保険事務所が将来に渡り担うこととし、対面相談を基本に、個々人の年金加入記録等に応じたきめ細かな相談・届出指導等を行うことのできる体制の確立に努めること
3. ターンアラウンド方式による「裁定請求書の事前送付」の実施については、自治労国費評議会と事前に協議することとし、裁定請求書返送先は社会保険事務所とすること。
また、年金相談・年金裁定業務は将来に渡り、社会保険事務所で行うこと
4. 被保険者からの問い合わせ対応を充実させ、トラブルや混乱が生じないよう、予算・電話回線・人的対応など体制整備に責任を持って対応すること
5. データ・プライバシー保護に万全を期すること
6. 実施後に生ずる問題については、その都度自治労国費評議会と事前協議するとともに、現場の意見を尊重し対応すること

2004年2月10日

社会保険庁総務部
職員課長

自治労国費評議会
事務局長

確認事項

「業務の集約化による一括共同処理」の実施にあたり、つぎのとおり確認する

記

1. 社会保険事務所は、将来にわたり社会保険事業の第一線窓口機関として位置付け、対人サービス業務を公的に担う地域拠点として、その充実をはかること。
2. 業務の集約化の実施にあたっては、「社会保険事務所中心主義」に立ち、社会保険事務所の統廃合・縮小や定員の削減を行わないこと。
3. 業務の集約化の実施にあたっては、各県の実情に応じて実施するとともに、作業スペース、オンライン機器の確保、通信容量の増大、TM 増設、人的配置など、必要な予算について十分確保すること。また、カード発行機配置などについて、各県の実情に基づいた対応をはかること。
4. 実施後に生ずる問題については、その都度国費評議会と事前協議するとともに、現場の意見を尊重し対応すること。

2004年2月25日

社会保険庁総務部
職員課長

自治労国費評議会
事務局長

確認事項

「社会保険相談員等が窓口装置を操作すること」にあたり、以下の事項について確認する。

記

窓口装置の操作の対象業務については、「社会保険相談員等が窓口装置を操作することについての確認事項」（平成9年1月10日）において、適用・徴収業務及び相談業務、レセプト点検業務等に関する記録の照写・出力に限るものとしてきたが、業務の効率化・合理化を図るため、社会保険相談員及び社会保険適用事務員のうち、長期にわたり社会保険の職員としての経験を有する者の中から、社会保険事務局長が適当と認めた者で本人の同意を得た者は、必要に応じ窓口装置による入力ができることとする。

なお、この場合の取扱い等は次によるものとする。

1. 操作の対象業務は事務局事務センターで一括して行う委託対象届書等の入力・補正処理に限るものとする。
2. 操作に際して使用する磁気カードは、事務局事務センターで入力・補正処理を行う社会保険相談員等用として、別に作成・配付することとする。
3. 窓口装置の操作を行う社会保険相談員等については、一般職員と同様「具体的確認事項」を適用する。
4. 引き続き社会保険相談員等の処遇改善に努めること。
5. 実施にあたっては、各地方社会保険事務局段階で十分協議する。
6. この取扱いについて問題が生じた場合は、その都度国費評議会と事前協議するとともに、現場の意見を尊重し、対応すること。

2004年3月5日

社会保険庁総務部

職員課長

自治労国費評議会

事務局長

確認事項

「可搬型照会用窓口装置の使用範囲の変更」にあたり、以下の事項について確認する。

記

1. 2002年3月20日に確認した「可搬型照会用窓口装置の導入」における確認事項を引き続き遵守すること。
2. 「可搬型照会用窓口装置の使用範囲」について、これまでの「出張相談」、「国民年金の保険料徴収」、「事業所調査等」に、「業務に支障のない範囲で、社会保険事務局長が必要と認めた業務」を加える。
3. 前記2における「業務に支障のない範囲で、社会保険事務局長が必要と認めた業務」については、安易に拡大することのないよう努めること。
4. 問題が生じた場合は、その都度国費評議会と事前協議するとともに、現場の意見を尊重し、対応すること。

2004年3月5日

社会保険庁総務部
職員課長

自治労国費評議会
事務局長

確 認 事 項

「政府管掌健康保険及び船員保険の被保険者等の指導について」の変更（医療費通知の12ヶ月化等の実施）にあたり、下記の事項について確認する。

記

1. 医療保険事業及び社会保険行政サービスの充実に資することを目的とし、労働条件確保をはじめとした体制整備に努めること。
2. 人員削減、労働強化や労務管理強化につながるものではなく、事務所間や各県ごとの競争をあおること、ノルマの設定や締め付けは行わないこと。
3. 必要な予算や周辺機器については、責任を持って確保すること。
4. データ・プライバシー保護対策を万全に行なうこと。
5. 実施にあたっては、各県の実情に応じた対応と十分な協議を保障すること。また、実施後に生ずる問題については、その都度自治労国費評議会と事前協議するとともに、現場の意見を尊重し対応すること。

2003年3月5日

社会保険庁総務部
職員課長

自治労国費評議会
事務局長

確認事項

「社会保険・労働保険徴収事務センターの滞納整理事務」の実施にあたり、下記の事項について確認する。

記

1. 社会保険事務所を単位・基本として行政運営を進め、社会保険行政のサービス提供と事業主等への利便性向上、職場環境整備に向け、今後とも努めること。
2. 職員の労働強化とならないよう十分配慮すること。また、権利・健康の確保、労働条件・待遇向上に向け、人的措置及び業務内容の簡素化を図ること。
3. 実施にあたっては十分な条件整備を行ったうえ、対応可能なものから段階的な実施とすること。
4. 必要な予算は十分確保すること。
5. 実施にあたり各県の実情に沿った対応や十分な協議を保障すること。また、実施後においても検証を進め、定期的な意見要望集約に基づき問題点の解消に努力すること。
6. 実施後に生ずる問題については、自治労国賛評議会と事前協議するとともに、現場の意見を尊重し対応すること。

2004年3月22日

社会保険庁総務部
職員課長

自治労国賛評議会
事務局長

**社会保険庁と全厚生職員労働組合との間で
交わされていた「確認事項」等**

(P106~P111)

破棄済み 4件

確 認 事 項

- 1 社会保険業務のオンライン化にあたっては、国民サービスの向上と職員の労働条件の向上をはかるよう引き続き努力する。
- 2 オンライン化に伴い人員整理は行わない。
- 3 労働条件の向上をはかるため、業務量増に見合う定員の確保について最大限の努力をする。
- 4 年金の「毎月支払」については、他の条件整備と相まって前向きに検討する。また、受給権確保対策については、さらにきめこまかนา方策を検討する。
- 5 オンライン化に伴い一方的配置転換、退職勧奨は行わない。
- 6 オンライン化に伴う職業病の発生を防止し、職員の健康を保持するため、別途協議し所要の措置を講ずる。
- 7 オンライン化に伴い国民のプライバシーの保護については、所要の措置を講ずる。
- 8 オンライン化を国民総背番号の問題に結びつけることはしない。
- 9 オンライン化に伴う切替業務については、所要の人員及び経費を確保するよう努力するとともに、経費は一般予算とは別個に配布する。
- 10 オンライン化は社会保険事務所中心の考えにたつものであり、市町村との間においてオンラインを直結することはない。
- 11 データーセンターの設置にあたっては、職員の通勤事情、厚生施設等適切な勤務条件が確保できるよう配慮する。
- 12 地方事務官の身分問題とオンライン化計画は別個の問題であり、地方事務官制度廃止後の身分のあり方を検討する場合は、職場の意見を尊重しつつ慎重に対処する。
- 13 職員の待遇改善については、格段の努力を行う。
- 14 オンライン化に伴うこれまでの回答は、誠意をもって実行する。
- 15 オンライン化に伴う必要な事項については、引き続き話し合いを行う。

昭和54年10月15日

社会保険庁長官

全厚生職員労働組合

中央執行委員長

覚
書

定年退職者の雇用問題について、次の事項を確認する。

1. 事業主、被保険者及び年金受給者等の要請にとたえ、社会保険事業の円滑な推進を図るため、「社会保険相談事業等の効率的運用について」の施策の一環として定年退職者の雇用を行うものとする。
2. 59年度に発生する定年退職者の雇用は、別添「社会保険相談事業等の効率的運用について」により努める。
3. 定年退職者の雇用の円滑化を図るため、今後、事業の拡大、経費の確保に努力する。
4. 定年退職者の雇用及び条件については、問題に応じ、地方段階においても十分話し合いを行う。
5. 60年度以降に発生する定年退職者の雇用については、あらためて協議する。

昭和60年2月23日

社会保険庁長官宣印
総務課長

全厚生職員労働組合
書記長

社会保険相談事業の効率的運用について

1. 題旨

本邦的な高齢化社会に対応する医療保険及び年金制度の改革等もあり、事業主、被保険者及び年金受給者等国民各層の社会保険に対する関心と期待が年々高まってきており、また、社会保険に関する各種相談、保健・福祉事業等の充実を求める要請もますます強くなっている。

反面、近年、国の厳しい財政状況を反映した歳出面での徹底した勘定合理化が進められている状況下において、事業主、被保険者及び年金受給者等のニーズに的確に応え、これら事業の充実を図るために、その一層の効率的運用を図る必要がある。

このための方策として、社会保険の知識、経験等を豊富に有する者を、予算の範囲内において、必要に応じこれらの事業の業務に活用し、事業の円滑な運営に資するものとする。

1) 昭和60年度における措置

(1) この指針の対象業務は、当面、社会保険相談業務、保健・福祉施設事業の業務等とし、その種類及び内容は次のとおりであるが、昭和60年度においては、そのうち社会保険相談業務及び改善等を必要とする事業の補助的業務について行うものとする。

ア 社会保険相談業務

「社会保険相談員制度要綱」に定める相談業務

イ 保健・福祉施設事業の業務

施設管理事業等の事業業務

ウ 改善等を必要とする事業の補助的業務

レセプト点検の改善等一層の改善等を必要とする事業の補助的な業務及び作業業務

(2) 昭和60年度においては、定年退職者等社会保険の知識、経験等を豊富に有する者の活用を図るものとし、次により行なうものとする。

ア 任用に当たっては、当該者の意向、意欲及び能力を考慮して行うものとする。

イ 社会保険相談業務に従事する者にあっては、社会保険相談員とし、改善を必要とする補助的業務に従事する者にあっては非常勤職員とする。